**静岡市Ｗｅｂ口座振替受付サービス導入・運用業務**

**委託業務仕様書**

本仕様書は、静岡市が徴収する公金を納付するため実施している口座振替の申込手続をインターネット上でも可能とするサービス（以下、「Ｗｅｂ口座振替受付サービス」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

**１　業務名**

令和６年度　会委第２号　静岡市Ｗｅｂ口座振替受付サービス導入・運用業務

**２　目的**

現在、静岡市の公金を口座振替にて納付するための申し込みは、金融機関の営業時間内に申込者が金融機関を訪れ、届出用紙を記載することで手続きを行っており、時間と場所の制約があるため、利用しにくいという声がある。

また、地方自治体において、デジタル技術を活用し、行政手続きを容易に行えるような取り組みも活発化している。

こうした状況の中で、静岡市の公金について、スマートフォン等を利用してインターネット上で口座振替の手続きを可能とすることで、利便性を向上させるとともに、口座振替の推進を行うことを目的として本業務を実施する。

**３　履行期間**

本業務の履行期間は、契約を締結した日から令和７年３月31日までとする。

サービスの運用開始は令和６年10月１日以前とする。ただし、対応金融機関との協議により開始時期を変更する場合がある。

**４　主なスケジュール目安**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | Ｒ６５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 | 11月 | 12月 | Ｒ７１月 | ２月 | ３月 |
| 初回打合せ・要件確認 | ● |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 受付サイト構築関係 | ● | ● | ● | ● |  |  |  |  |  |  |  |
| 金融機関接続関係 | ● | ● | ● | ● |  |  |  |  |  |  |  |
| 還元データ関係 | ● | ● | ● | ● |  |  |  |  |  |  |  |
| 本番環境検証関係 |  |  |  | ● | ● |  |  |  |  |  |  |
| サービス実装・運用 |  |  |  |  |  | ● | ● | ● | ● | ● | ● |

**５　履行場所**

日本国内

**６　業務詳細**

㋐　受注者は、口座振替の申込者がインターネット上で口座振替を申込むにあたり、利用規約の表示、税目・金融機関の選択、納付者情報の入力、受付結果の表示といった申込から登録までの一連の作業を完了させる機能を準備する。

㋑　受託者は、Ｗｅｂ口座振替受付サービスにより口座振替等の申込みがあった際、金融機関が指定するネット口座振替受付ＧＷサービスへの接続を行った上で、対象金融機関に申込者の口座情報の照会及び登録依頼（以下、「照会等」という。）を行う。

㋒　受託者は、対象金融機関への口座情報の照会等が終了した後、申込者に対して口座振替等登録結果をメールにより通知する。

㋓　受託者は、対象金融機関への口座情報の照会等が終了した後、口座振替等受付結果の一覧表（ＣＳＶファイル）及び登録結果１件ごとの帳票（ＰＤＦファイル等）を作成し、翌日までに委託者に還元する。

**７　サービスを実施する上での留意点**

1. 対応するチャネル

パソコン、スマートフォン、タブレット端末等

1. 対応金融機関

静岡銀行、清水銀行、スルガ銀行、静岡中央銀行、中京銀行、名古屋銀行、

ゆうちょ銀行、しずおか焼津信用金庫、静清信用金庫、静岡市農業協同組合、

清水農業協同組合

※上記金融機関とは、委託者が別途契約を締結する。

1. サービス利用者

対応金融機関において、預金口座を有し、キャッシュカードを保有している個人

1. サービス提供日時

原則24時間365日とする。

※金融機関及びＷｅｂ口座振替受付サービスのシステムメンテナンス等の場合を除く

1. 取扱対象科目

市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地家屋）、固定資産税（減価償却）、

軽自動車税、こども園使用料・保育所保育料、放課後児童健全育成事業手数料、

母子・父子・寡婦福祉資金償還金、国民健康保険料・国民健康保険税、

後期高齢者医療保険料、介護保険料、学校給食費、奨学金返還金、市営住宅使用料、

市営住宅駐車場使用料、汚水処理場使用料

1. 入力画面

㋐　取扱対象科目ごとに作成し、市ホームページより希望の取扱対象科目を選択し、科目

ごとに入力項目の制御ができること。

㋑　入力項目及び入力方法（選択式又は直接入力式）及び入力項目順序、還元項目、表示

内容等については、委託者と受託者が協議の上、決定すること。

1. 委託者への登録結果の還元方法

受託者は、委託者へ口座振替登録結果をＬＧＷＡＮを使用して送付する。

1. 情報セキュリティ対策

㋐　受託者は、サービスの品質やセキュリティ関係についての外部の認証を取得するなど個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じているとともに、取り扱う情報の適切な保護対策を実施するための指針を定めていること。

㋑　受託者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下「JIPDEC」という。）が認定した認証機関から情報セキュリティマネジメントシステム認証（ISO/IEC 27001）を取得していること。

㋒　受託者は、JIPDECからプライバシーマーク（Ｐマーク）の使用許諾を受けていること。 ㋓　受託者は、金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準（公益財団法人金融情報

システムセンター）に則り、立ち入り制限するなどの対策を施すとともに、侵入防止システムを導入し、外部からの不正なアクセスを24時間監視するなど強固なセキュリティを保つこと。

**８　申込予定件数**

　約26,000件（サービス運用開始から令和７年３月31日まで）

　※件数については増減することがある。

**９　契約金額の支払方法**

㋐　受託者は、サービス実装後直ちに「サービス実装報告書」を提出して、委託者の検査を受けることとする。

㋑　受託者は、上記㋐において、委託者の検査に合格した後、サービス導入費用（初期費用）に係る料金を委託者が指定する方法により請求するものとする。

㋒　受託者は、各月末日を締め日として月処理件数を算出し、委託者に対し、月処理件数を記載した「業務完了報告書」を提出する。

㋓　受託者は、「業務完了報告書」の提出後に、当該月のサービス利用月額料金と、申込受付１件あたりの処理単価に月処理件数を乗じて得た額（以下、「従量料金」という。）との合計額（消費税及び地方消費税含む）を請求することができる。この場合、受託者は明細を記載した請求内訳書を添付するものとする。

**10　仕様書と利用規約等の位置付け**

Ｗｅｂ口座振替受付サービス利用に当たり、受託者が別に定める利用規約等と本仕様書の仕様が異なるときは、本仕様書の規定が利用規約等に優先して適用されるものとする。

**11　システムに関する著作権等の取扱い**

㋐　サービス導入に係り構築されたシステムに関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下同じ。）は、受託者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権及び汎用的な利用が可能なプログラムの著作権を除き、受託者から委託者へ当該契約に係る委託料が完済されたときに、受託者から委託者へ移転する。なお、係る受託者から委託者への著作権移転の対価は、委託料に含まれるものとする。

㋑　受託者は、委託者及び委託者が指定する者に対し、当該システムの著作者人格権を行使しないものとする。

㋒　受託者は、委託者に対し、当該システムが第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

㋓　当該システムに関して、第三者から権利の主張、意義、苦情、対価の請求、損害賠償請求等がなされた場合、受託者は、その責任と負担の下、これに対処し、解決するものとする。

**12　その他**

㋐　委託者は、還元専用サイト又は電話、メール等により、最低30日間は口座振替情報登録の確認を行うことができることとする。

㋑　受託者は、委託者からの問合せに対し、電話又はメール等にて土、日、祝日及び12月29日から１月３日を除く８時30分から17時15分までに回答することとする。

㋒　受託者は、システム上で確認できる申込者向けの操作説明等を用意することとする。

㋓　本仕様書に明記されていない事項、疑義を生じた事項又は本仕様書の変更は、委託者と受託者による協議の上、処理するものとする。